

国民年金保険料の支払いが 困難なときは

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。免除の期間は、申請した年度の7月分から翌年の6月分までです。

免除制度の種類

免除の種類	免除の内容	将来の年金の支給
全額免除	保険料の全額が免除	保険料の全額が免除された期間 保険料を全額納付した場合の1/3
4分の3免除	保険料の3/4が免除 (残りの1/4を納付)	保険料の3/4免除期間 保険料を全額納付した場合の1/2
2分の1免除	保険料の1/2が免除 (残りの1/2を納付)	保険料の1/2免除期間 保険料を全額納付した場合の2/3
4分の1免除	保険料の1/4が免除 (残りの3/4を納付)	保険料の1/4免除期間 保険料を全額納付した場合の5/6

※平成24年度の支給割合は、国会で審議中です。

保険料の免除を受けず保険料が未納の状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。また、一部免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

なお、免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎますと加算額がつきます。

この制度をご利用いただく場合は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ一定の基準以下である必要があります。ただし、一定の基準を超えていても災害・失業・事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

申請手続きは、年金手帳・印鑑をお持ちになり、役場保険医療課で行ってください。



セルフスタンドでの 給油時の注意点

近年、セルフガソリンスタンドが増加傾向にあります。給油方法の誤解によって重大な事故につながりますのでご注意ください。

給油時には特に、次のことに気をつけましょう。

- ①決められた場所以外での喫煙や、その他の火気の使用は絶対にやめましょう。
- ②給油前に必ず自動車のエンジンを停止し、車外に出るときはドアを閉めましょう。
- ③静電気除去のため、給油キャップを開ける前には必ず静電気除去シートや車の金属部分に触れるようにしましょう。

- ④自動車の給油口付近に子供が近づかないよう注意しましょう。
- ⑤給油中はその場所を離れないようにしましょう。
- ⑥携行缶への給油はやめましょう。
- ⑦給油ノズルは、奥まで差し込み吹きこぼれに注意しましょう。
- ⑧給油キャップの締め忘れが多いです。大変危険ですので給油後は給油キャップを確実に締めましょう。

営業時間も長く、便利なセルフガソリンスタンドですが、給油方法を間違えると事故につながることを念頭において、安全に給油しましょう。

